

生食輸発0328第1号
平成29年3月28日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部
監視安全課輸入食品安全対策室長
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について
(インド産フェネグリークの種子のアフラトキシン及びガーナ産カカオ豆のイミダクロ
プリド)

標記については、平成28年3月31日付け生食輸発0331第1号(最終改正：平成
29年3月14日付け生食輸発0314第1号)により通知したところです。

今般、輸入時検査実績を確認した結果、標記の食品及び検査項目については、食
品衛生法第23条に基づく輸入食品監視指導計画の検査命令の解除要件を満たすこと
から、同通知の別表1を下記のとおり改正するので、御了知の上、関係事業者等へ
の周知方よろしくお願いします。

記

1. インドの項中、

製品検査の 対象食品等	条件	検査の項 目	試験品採 取の方法	検査の方法	検査を受けること を命ずる具体的理 由
フェネグリーク の種子及びその 加工品(フェネ グリークの種子 を30%以上含有 するものに限 る。)	—	総アフラト キシン(ア フラトキシン B ₁ 、B ₂ 、G ₁ 及びG ₂ の 総和)	別表3に よること。 と。	平成23年8 月16日付け 食安発0816 第2号「総 アフラトキ シンの試験 法について」による こと。	総アフラトキシンが1 0μg/kgを超えて付 着しているおそれがあるため。

を削除する。

2. ガーナの項中、

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
カカオ豆 (簡易な加工に限る。)	—	イミダクロプリド シペルメトリン フェンバレレート	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.05ppm)を超えるイミダクロプリド、基準値(0.03ppm)を超えるシペルメトリン及び基準値(0.01ppm)を超えるフェンバレレートが検出されるおそれがあるため。

を、

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
カカオ豆 (簡易な加工に限る。)	—	シペルメトリン フェンバレレート	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.03ppm)を超えるシペルメトリン及び基準値(0.01ppm)を超えるフェンバレレートが検出されるおそれがあるため。

に改める。